

金の支給を主張し、兩者の間の養育費を請求し、積欠金額  
 千二百余圓を要求し、會社側の未納金額を十日以内に十五日  
 六月十三日發着返式會社側交還し、さるるる労働員側の積欠  
 十二、労働員側  
 未納金額、本半二月は額八〇〇圓

（備考）  
 未納金額、本半二月は額八〇〇圓

十一、要求事項  
 十二、労働員側

十三、解決条件

財團 協調會 福岡出張所  
 福岡労働會 福岡出張所

を見越した従業員側は松本治一郎氏（水平社中央執行委員  
 長）に依頼せんとし事態や、險悪を告げんとしたので所轄  
 前原警察署長は勞資双方を招致して警告を發し解決を促し  
 た結果、福岡自動車新聞編輯人田村正三郎氏の調停に依り  
 六月十五日左記覺書を交換して解決せり

十三、解決条件  
 覺書

- 1、糸島自動車株式會社は昭和八年六月十二日以前の關係社  
 員左記署名者に對しては金五百圓を給料として支拂ひ殘  
 余金は本會社が支拂能力を有するに至りたる時本會社の  
 意思に依り支拂ふものとす
- 2、左記署名者は糸島乗合自動車株式會社に對し惡意の行爲  
 は一切之を爲さざること
- 3、糸島乗合自動車株式會社は昭和八年六月十三日以後に於